

福岡地方労働審議会

家内労働部会議事録

1 日 時 : 平成25年12月10日(火) 14:34~16:12

2 会 場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)
上島 俊一
河地 洋子
益村 眞知子(部会長)

【家内労働者代表委員】 2人(定数3人)

上田 静生
鎌田 健嗣

【委託者代表委員】 3人(定数3人)

靄 繁樹
永島 逸子
松岡 嘉彦

【福岡労働局】 労働基準部長 川田代 学
賃金課長 角谷 泉
課長補佐 宮川 敏樹
専門監督官 満井 憲嗣
ほか

4 主要議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 福岡県における家内労働の現状について
- (3) 家内労働安全衛生指導員の活動について
- (4) その他

5 審議内容

課 長 補 佐

定刻を若干過ぎましたが、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。河地委員は少し遅れるという連絡がございました。

本日は、今期初めての家内労働部会でございます。まだ、部会長並びに部会長代理が選出されていません。このため、部会長、部会長代理を選出させていただくまで、事務局より進行を務めさせていただきます。

進行役の賃金課長補佐の宮川でございます。よろしくお願いいたします。

最初に辞令の交付でございますが、福岡地方労働審議会本審委員の方は、すでに辞令は交付されております。

家内労働部会委員のみの方は、本日交付させていただきます。

時間の都合もございますので、あらかじめ机の上に置かせていただいておりますので、御確認いただきたいと思います。

任期は、ほとんどの方が平成25年10月1日から平成27年9月30日までとなっております。

なお、家内労働者代表委員の鎌田委員につきましては、今期の任期途中で前委員が辞任され、その後任ということになりました関係で、任期については、平成25年11月27日から平成27年9月30日までとなっておりますことを申し添えておきます。

お名前等で間違いがございましたら申し出ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今期は家内労働者代表委員が2名、委託者代表委員1名がお変わりになっておられますので、各委員を御紹介申し上げます。お手元の資料No.1を御覧ください。

それではお手元の資料No.1の委員名簿の順に読み上げますので、御起立をお願いします。

最初に公益代表委員 上島俊一様でございます。

上 島 委 員

(挨拶)

課 長 補 佐

同じく公益代表委員の河地洋子様でございますが、少し遅れるとの連絡をいただいております。

続きまして、同じく公益代表委員 益村真知子様でございます。

益 村 委 員

(挨拶)

課 長 補 佐

家内労働者代表委員 上田静生様でございます。

上 田 委 員

(挨拶)

課 長 補 佐 同 じ く 鎌 田 健 嗣 様 で ご ざ い ま す 。

鎌 田 委 員 (挨拶)

課 長 補 佐 委 託 者 代 表 委 員 霧 繁 樹 様 で ご ざ い ま す 。

霧 委 員 (挨拶)

課 長 補 佐 永 島 逸 子 様 で ご ざ い ま す 。

永 島 委 員 (挨拶)

課 長 補 佐 松 岡 嘉 彦 様 で ご ざ い ま す 。

松 岡 委 員 (挨拶)

課 長 補 佐 以 上 で ご ざ い ま す 。 今 後 2 年 間 よ ろ し く お 願 い い た し ま す 。
次 に 、 事 務 局 の 紹 介 を さ せ て い た だ き ま す 。
労 働 基 準 部 長 の 川 田 代 で ご ざ い ま す

労 働 基 準 部 長 (挨拶)

課 長 補 佐 賃 金 課 長 の 角 谷 で ご ざ い ま す 。

賃 金 課 長 (挨拶)

課 長 補 佐 専 門 監 督 官 の 満 井 で ご ざ い ま す 。

専 門 監 督 官 (挨拶)

課 長 補 佐 統 計 調 査 係 長 の 古 川 で ご ざ い ま す 。

統 計 調 査 係 長 (挨拶)

課 長 補 佐 こ こ で 、 事 務 局 を 代 表 い た し ま し て 、 労 働 基 準 部 長 の 川 田 代 よ り 皆 様 に 一 言 御 挨拶 申 し 上 げ ま す 。

労働基準部長

(挨拶)

課長補佐

それでは、議題に入ります前に定数の確認でございますが、本日は、家内労働者代表委員の西村委員が御欠席でございます。

それから、先ほど申しましたように公益代表委員の河地委員がまだ到着されておりませんが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たしておりますので、その旨御報告いたします。

それでは、議題に入ります。

最初に議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。

地方労働審議会令第6条第5項及び第7項において、「部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっていますが、当部会では、従来からの慣例としまして、公益代表委員で互選していただき、その結果を部会で御承認いただいているところでございます。今回も従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

課長補佐

ありがとうございます。

それでは事前に公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を事務局から御報告いたします。

部会長に益村委員、部会長代理に上島委員ということでございました。皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

課長補佐

ありがとうございました。

それでは、部会長を益村委員に、部会長代理を上島委員にお願いしたいと思います。

ここで、益村部会長に一言御挨拶をお願いいたします。

部会長

(挨拶)

課長補佐

ありがとうございました。

それでは、ここからは、部会長に議事進行をお願いいたします。部会長よろしくお願いいたします。

部会長

引き続き議事を進めてまいります。

本日の議事録の署名を、家内労働者代表委員としては上田様、委託者代表

委員としては松岡様にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

上 田 委 員
松 岡 委 員

(承諾)

部 会 長

それでは、議題(2)の「福岡県における家内労働の現状について」です。
事務局から説明をお願いします。

専 門 監 督 官

資料No.2 「福岡県における家内労働の現状(平成25年4月1日現在)」
資料No.3 「平成25年度家内労働概況調査(A、B)」
に基づいて説明。

部 会 長

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

上 島 委 員

先ほど説明のあった、家内労働者が減っているのはわかりました。そういった業種の雇用者というのは減っているのかわかりますか。

専 門 監 督 官

資料2の第5表のグラフを見ていただきますと、赤が家内労働者、青が委託者ということになっております。

委託者というのが、普通の労働でいえば使用者ということになりますので、このグラフを見ていただくとわかります。

上 島 委 員

私が言っているのは、この業種の雇用されている労働者のことで、例えば婦人服製造業で雇用されている労働者のことです。

一般的な労働者も減っているのでしょうかということです。

専 門 監 督 官

委託者、家内労働者のみしか調査しておりませんので、それはわかりません。

上 島 委 員

わかりました。

部 会 長

他にありませんか。

上 田 委 員

資料No.2の第4表に地区別の委託者数・家内労働者数の数値がありますが、筑後地区に委託者も家内労働者も多く、4地区の中では群を抜いているということが見て取れるのですが、先ほどの説明の中で、筑後の方では八女

で提灯製造、大牟田で花火製造が特色であるという説明があったんですけど、特に筑後地区にこれだけの数の委託者、家内労働者が集中していることについて、特徴的な業種というものがあるんですか。

専門監督官 業種的には先ほど説明いたしました八女を中心とした提灯、人形あと民芸品などがあります。

靄 委 員 それとですね、資料No.2の第3表に食料品製造業というのがありますが、委託者は5社なんですけど、家内労働者が多いんです。これがほとんど筑後地区なんですよ。

内容は缶詰とかを作っているんですけど、こういった業種が筑後地区に偏っているんです。

上 田 委 員 同じ資料No.2の第3表にあります「その他の製造業」には、先ほど説明のあった「花火」とか「提灯」、「民芸品」などがありますが、これも筑後に偏っていますか。

靄 委 員 多いですね。

上 田 委 員 ありがとうございます。

部 会 長 他に何かありませんか。

では私の方からお聞きします。

資料No.2の第3表のE19ゴム製品製造業のところですが、委託者は増えてますよね。先ほどの説明では久留米から移転したから委託者が減ったという説明だったと思うんですけど、この数字を見る限り委託者は増えているにもかかわらず、家内労働者は減っているのです。

専門監督官 委託者が減ったのではなくて、家内労働者を集めやすくなったということを行いました。

この委託者は久留米の町中にいたのですが、そこが手狭になったという理由で広川に会社自体を移転したところ、家内労働者を募集するのがやりやすくなったということです。

部 会 長 でも家内労働者は減っているんですよ。

鎌 田 委 員 24年には一旦増えたもののやはり状況的には減っていますという説明をされたと認識しております。

部 会 長 グラフを見ると、家内労働者は24年まで趨勢的に増えて、25年には減っている。

委託者は一社増えたのですが、家内労働者は減少しています。

ゴム製品製造業の家内労働者の減少に歯止めがかからない。それが趨勢ということですね。わかりました。

では逆に第3表のE32その他の製造業で家内労働者の数が増えている要因は何ですか。

705人から741人と若干増えているのですが、要因としては何が考えられますか。

グラフから見ると24年度の落ち込みが大きかった分だけ、25年度には若干盛り返したという解釈は可能です。

賃 金 課 長 委託者数は変わっていないですね。

靄 委 員 景気の動向もあるかもしれませんね。

24年度は落ち込んでいましたから、そのあと少し盛り返したのではないのでしょうか。

部 会 長 他に質問等がなければ、議題3「家内労働安全衛生指導員の活動について」に進みます。

説明をお願いします。なお、その際に福岡県の最低工賃についてということが議題に挙げられておりますが、これは訪問指導された事業所の工賃について調査を行っているということなので、それも併せて御説明をお願いします。

専 門 監 督 官

{	資料No.4 家内労働安全衛生指導員 指導結果（平成13年～24年）
	資料No.5 家内労働安全衛生指導員の調査に基づく福岡県の工賃
	（平成24、25年度）

に基づいて説明。

部 会 長 ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

鎌 田 委 員 聞き逃したのですが、調査の事業所が24年度が30、25年度が20と違う理由はなんですか。

専 門 監 督 官 資料番号4を御覧下さい。指導件数として24年度は30となっております。

この数が調査件数です。
25年度が20となっておりますのは、年度が終わってないからです。
調査した件数が20ということです。

鎌田委員 終われば30になるんですか。

専門監督官 なります。

鎌田委員 同じ事業所ですか。

専門監督官 いえ、違います。

鎌田委員 24年度と25年度は違う事業所ということですね。わかりました。

部会長 他に質問等はありませんか。

上田委員 資料4で、19年度から平成24年度まで指導件数が30件ということですが、委託者が今のところ165人、この数で行きますと毎年5分の1程度の委託者を訪問されてると見て取れます。

そして指導員は2人ということでしたね。福岡県の北部と南部を一人ずつ担当されているんですか。

指導はお一人でされているんですか。

専門監督官 そうです。

上田委員 この30というのは二人で30ということですから、一人で15ということですか。

専門監督官 そうです。

上田委員 どういう方に指導員を委嘱されているんですか。

一人で一年間に15件回るということは、月に1件か2件しかないんですが。

労働基準部長 年間の活動人日というのものにも縛りがありますし、その範囲で指導員規定というのがありまして、その中でどういうことをやっていただくかということが決まっております、その範囲で調査してもらっております。

鎌田委員 ということは、その範囲が、13年度は43であったものが、だんだん下がってきて現在は30になっているということなんですか。

労働基準部長 縛りが変わったということは無いと思うんですけど。

鎌田委員 要はですね、サンプルを増やせば増やすほど正確な調査になるわけですよ。そういう意思がどこかにあらわれるのかないのかということをお聞きしたいと思っています。

専門監督官 実は、数を決めるのは、本省から流れてくる予算の関係なんです。

労働基準部長 19年度の時に絞ったと思います。調べてみないとわかりませんが。

上田委員 30というのは本省のほうから福岡県はこの年度は30件と割り当てられる。そういう意味ですか。

労働基準部長 普通は、何日出てくださいとか、一日2件出てくださいということの縛りができますので、この縛りがかかっているのだと思います。

靄委員 普通に考えると、これだけ減ってきているから、割合からすれば、大体その数になるなるというのはわかりますけれどね。

賃金課長 指導員の委嘱についてですが、指導員は安全衛生に詳しい方をお願いしております。

靄委員 民間の方ですか。

賃金課長 内部の方ではありません。

部長 よろしいでしょうか。

松岡委員 資料の参考の4で家内労働者の定義があります。請負を業とするものから、原材料等の提供を受け、主として労働の対償を得るために物品の製造又は加工等に従事する者であって、というのが家内労働者の定義ですね。これを見ると請負業と家内労働というくくりの違いというものはどこに

あるんでしょうか。家内労働者といわないで請負業者と言ってはいけないんですか。

形態的にも請負で、この業務を請け負っているんですと言っていいのではないのでしょうか。

靄 委 員 請負というのは請け負った人が、又何人かを使ってやっているのが請負ですね。家内労働は個人個人が作業する。
恐らくそういう区分けじゃないかな。

労働基準部長 恐らく、そういうことだと思います。
家内労働者が補助者を使うということがありますけれど、それはあくまで補助者すから、いまおっしゃられた形でいいと思います。

松 岡 委 員 それを請負と言ってはいけないんですか。
例えば大工さんは家内労働者ではなく請負ですよ。
大手の建築会社から請けて、弟子を使って、あるいは家族でやりますよね。
代金も恐らく、いろいろな工程で積算するのしょうから、それと比較したときに、家内労働者と請負を基本のところでは区別しているものは何でしょうか。

課 長 補 佐 家内労働のしおりの4ページに家内労働者の定義というものがあまして、次の要件をすべて備えた者をいいます。とあります。

上 島 委 員 ここの5に書いてあるように自分ひとりとか、または同居の家族とともに仕事をやるという何か限定的じゃないですか、請負より。
あまり道具を使わないとか。

松 岡 委 員 でも請負だって一人で請けるといのもありますね、同居の家族でやるというのもありますね。

上 島 委 員 確かにそうなんでしょうけれども、請負の中の一部を取り出しているという感じがしませんか。何か限定的に。

松 岡 委 員 請負の範疇の中で見るのであればいいのですが。そういう見方であるのか、あくまでもこれは賃労働であるのか、請負と労働というものは違いますからね。基本的に。

派遣とかいろいろなややこしい問題も出てきます。

そもそも論議で申し訳ないと思うのですが、労働局が家内労働部会という

かたちで家内労働を扱う限りは、請負ということじゃなくて基本的に労働だとみていると思うんですよね。

賃金課長 請負業者の一部ということですね。

松岡委員 請負なんですか

賃金課長 請負の中の一部ということですね。

松岡委員 法の適用は何ですか。

賃金課長 家内労働法の適用です。

松岡委員 家内労働法の適用ですか。
基本の形態としては請負ですね。

鶴委員 その作業を請け負うんですからね。
ただし会社に行くのではなくて家内ですということですよ。

部長 「家内労働のしおり」の定義によれば請負業者から委託を受けるとい
うことですね。

鶴委員 先ほど言いましたように、その人達をまとめて仕事を請けたら請負になる
わけですね。普通に言われる請負業者は。

労働基準部長 請負という契約は、ある仕事の完成を約してそれに基づいて仕事を完成さ
せるということですね。

家内労働の場合は委託という契約ですから、家内労働の委託者が家内労働
者に委託をして、委託をした仕事の範囲でお返りする。

言葉で言えばそういう違いになります。

松岡委員 それを請負というのではないのですか。

労働基準部長 契約そのものの問題です。

鶴委員 だから例えば、箱を作ったりするのも、会社から請け負って自分の作業場
で、人を集めてするのは家内労働と違うんですよね。それを家庭に配って家庭
ですとなるとこれは家内労働ですね。そこに違いがでてくる。

部 会 長 今の議論は「家内労働のしおり」の4ページに家内労働者の定義として1番から5番まで書いてあります。

労働基準部長 一部請負業者で、一部家内労働委託者というのがあります。

部 会 長 よろしいでしょうか、この件は。
他に御質問等が無いようでしたら議題（4）「その他」に移りたいと思います。
議題（4）「その他」についてですが、福岡労働局では最低工賃につきまして、3か年計画を作成し、それに基づいて最低工賃の新設・改正が行われております。

資料No.6を御覧ください。ここには第10次最低工賃新設・改正計画の実施状況が書かれておりますが、22年度から24年度までの3か年で、23年度には福岡県婦人服製造業最低工賃、24年度には福岡県男子服製造業最低工賃の改正が計画されておりましたが、いずれも改正諮問見送りとなっております。

そして資料No.7では第11次最低工賃新設・改正計画が書かれておりますが、今年度は「なし」ということですが、26年度は福岡県婦人服製造業最低工賃、27年度は福岡県男子服製造業最低工賃の改正が計画されております。

事務局から説明をお願いします。

賃 金 課 長 [資料No.6 第10次最低工賃新設・改正計画の実施状況
資料No.7 第11次最低工賃新設・改正計画
に基づいて説明。]

部 会 長 ありがとうございました。
それでは、資料No.6第10次最低工賃新設・改正計画の実施状況と資料No.7第11次最低工賃新設・改正計画について何か御質問なり御意見はありませんでしょうか。

鎌 田 委 員 いいですか。
今の御説明で実態調査で8割の委託者が工賃を改正していなかったのを見送りました。ということでしたが、まあそういえばそういうものなんでしょうけれど、委託者のほとんどの方が工賃を改正しなければ見送りになるものなんですか。

賃金課長 それだけの理由ではなくて、改正しなかったというのは、引上げるような経済状況ではなかったと判断されたことで引上げを見送りました。

靄委員 私もその時いたのですけれど、23年度、24年度というのは結局中国とかにどんどん仕事が出流して行って、賃金については工賃との開きが大きすぎるということでした。

縫製の仕事自体は、現在、中国とかが主になっているのにここで上げたらもっと、それを促すということで、民主党政権の時に景気が落ちてきましたけれど、そういう最中でありましたから、国内の経済事情と仕事の国外流出ということで、上げる状況になかったということで、私は繊維関係ではなかったけれど、そういう状況であったということですよ。

今後景気がよくなったり、円安になったり状況は変わっていますから、26年、27年といういはまた新たな環境のもとで話し合われるのでしょうけれど、その時はそういう状況だったということだったですね。

鎌田委員 状況は理解しました。

私たちの労働組合もそうなんですけれど、賃上げ交渉をするときに会社の経営状況がどうなのかということは当然見ないといけないことなんですけれど、こういう場で会社の経営状況、8割の企業が改正していない。それで見送りましたというのが何となく釈然としなかったので、質問しました。

部長 説明の時、一つの要因として説明されました。

最低工賃の改正等につきましてはこの委員会にお諮りすることになっております。

それが来年と再来年は資料No.7に示されているスケジュールになっているということです。

他に何かございますか。

上島委員 最低賃金は毎年上がって、今年も11円、1.5パーセント位上がっています。

ちょっと疑問に思うのは、男子服製造業にしても婦人服製造業にしても、働いている雇用者の平均賃金が上がっていれば、その何パーセント位を、例えば30とか40パーセントくらいが一つの基準なのかなという気がするんですよ。

そこに働いている労働者の方の婦人服製造業の賃金が上がっているにもかかわらず、最低賃金が上がってきているのに最低工賃がそのままというのは、格差が広がりつつあるなと思っています。

だから地域最賃じゃなくてもいいから婦人服の社員の人の平均賃金が、例

えば1.5パーセント上がっているのであったらそれは無視はできないのではないかなと普段は思っています。

永島さんいかがですか

永島委員 初めてここに参加させていただいて、とても難しいところだなというのが感想です。

そういうことを考えて仕事をしていないからですね。

とにかく働いている方が楽しく幸せになる環境作りを経営者としてはやっているの、最低賃金とか言われてもですね。

もうがんばってそれだけ受け取れるというしくみにしていますから。

もう何かよくわかりません。ごめんなさい。

靄委員 本当なら、家内労働の工賃というのは上がってきているはずなんですよ。大体は。

というのはもうする人がいなくなっているんですね。

だから逆にお願いするという状況になっているので、安ければしない、実際そんな関係ですので、そんなに安かったらしないとか、それだったらこっちに移るとかの選択権もあるわけですね。

だから本来は最低工賃を設定しなくても本来は、上がってきているはずですが、実際委託者も減ってしまっているような状況で、なかなかそれができないのだと思いますが、今後最低工賃の会議をされるときは、先ほど業種別の調査があっていましたよね。一か月当たりとかあれをもう少し詳しく一時間当たりどれだけ収入があるか、その辺を比較して、男子服製造がほかとどういう点が違うのかとかもう少し詳しく出してもらえば参考になるかなと思うんですけどね。

部会長 ありがとうございます。

鎌田委員 来年は時間に直したもので比較しないとなかなかわかりません。

福岡県の最低賃金は時間712円になっていますので、それと見比べてどうかと、今回は時間額で比較をしないといけないでしょうね。

松岡委員 私は2年間やってきまして記憶に残っているのは、婦人服のこういった作業というものは基本的に機械でできるんですね。

ただこの仕事を長年家内労働でもらったということがあるので出しているということです。その分がだんだん小さくなっていく。

逆に工賃を上げるともう機械でできているんだから、わざわざ出さなくていいんですという雇用の問題というか仕事のチャンスの問題がからんでく

る。

その時に話があったのは、最低賃金というのは時間で比較をするんですが、家内労働というのは要するに、この期間の間にもかく仕事を終えてください、だからそれをいつやるかというのはあなたにお任せします。ということでは手の空いたときにできるし、テレビを見ながらでもできるということで、そういう環境で仕事をしたい、逆に言うとせざるを得ないということで、単純な時給比較ができないという融通性の問題も含めたところで、総合判断をしましたという説明があったような記憶があります。

その辺が多分、来年再来年の話の中で、事務局の調査の中で出てくると思いますね。

鎌田委員 わかりました。ありがとうございます。

(河地委員入室)

部長 では、せっかく皆様方からご意見をいただいていますので、上田委員から家内労働の現状とか最低工賃について何かありましたらお願いします。

上田委員 改訂が見送りということが何度かありましたが、今の話を伺っていて、それなりの経済情勢というか環境の厳しさというものがあったのでしようけれど、いつまでもそれが続いているわけではないので、逆に最低工賃を低いところで固定するというのも、周辺の状況にそぐわないのではないのでしょうか。

雇用労働者の賃金も上がっているのに最低工賃を固定しているというのも矛盾を生み出していくことになるのではないかと思いますから、来年再来年の実態調査の結果は時間給等々を含めて詳細な結果を出していただきたいと思います。

部長 ありがとうございます。河地委員の御意見はいかがでしょう。

河地委員 ごめんなさい、遅刻しまして。

部長 河地委員は以前、中国のみならずアジア諸国で、いかに婦人服とかが結構日本で思っているよりもすばらしい出来栄になっているかという話をされていたので、今回初めて参加される委員の方もいらっしゃるから、そういうことも含めてお願いします。

河地委員 二週間前、インドに行ってきたんですけど、インドが手仕事を非常に一

生懸命しているんですね。ものすごくいいものを作っているんですよ。

ですので、私としては学生に、中国は工場で大量に生産しているんですけど、日本の伝統を見れば、大量生産ではできない。

手作業ですばらしいものがあるんだから、そういうものも見直される時期も来るのではないかと考えていますから、あなた方は手を大事にしながらやっつけていきなさいということを一生涯言っているんです。

だけど家内労働ではお金が入らないということになれば、これもうまくいかないで、今度インドで見たのは、イタリアがしているんですけど、コンバーターというとりまとめがいて、家内労働と請負業者がいて、例えば村で50家族がみんなそこにいて、はたおりをしたり、染めたり、刺繍したりしているんですね。それを出したりしているんですね。

10年前にイタリアに行ったときも早く日本もそうすればいいのになあと思っていたんですけど、今度インドに行った時も益々そう思いました。手作業のすばらしさを見まして、中国では手作業は行わず、大量生産でものを作っていくということで、やはり日本人が求めているものはもう難しいかもしれないと思いました。

そうすると手作業と言いますか、家内労働と言いますか、もっと家庭で仕事をするのを大事にしていくということができていくといいなあと思っています。ちょっと話が飛んでいるかもしれないけれど、私はつくづくそう思っています。

私は学生をはじめ、いろいろなところで言っているんですけど、今までアメリカを見習ってきました。

その次にはファッションはロンドン、パリ、やっぱりヨーロッパよねと、その後中国が出てきたので中国も見なければと進んできたんですけど、やはり基本はインドかなと思います。

そして世界のデザイナーがインドに行っているんです。

ということは、インドのシステムがすごくよいのではないかと考えています。

何か家庭でできるような、オートクチュールっぽい、手作業ですばらしいものができるようなそんな社会になってほしいなあと思っています。

部 会 長

村で請け負ってきたものをその村で完結させるシステムづくりができていうことなんですね。

それを日本で適用できるかということになると地方でできるかということですが、いかがでしょうか。

鶴 委 員

今、あるにはあるんですけど、ただ単純な仕事が多いんですね。

先ほど言ったお中元、お歳暮のセットものとかは、請け負った方が人を集

めてというものはあるんですけど、今言われたような技術の高いものというものはなかなか無いですね。

河地委員 インドには、国の繊維省というのがありますが、日本にはそういったものはありません。

でも考えてみたら、1960年とか日本も繊維で食べたわけだから、もうちょっと経済も繊維も強めていったらよいのではないかと思います。

靄委員 昔は裁縫の時間というのがありましたね。
雑巾縫いもさせられた。

河地委員 私の言っているものを今日持って来ればよかったけれど、暖かい感じがして、ものすごくいいものです。

日本も30年したら人口も減っていくのですから、大量生産ではなくて、何か完結するようなシステムができていくといいなあと思います。そうしたら学生にも夢ができてきます。

今は夢がない。それが現実かなあと思います。

部会長 日本には歌舞伎がありますけれど、歌舞伎の衣装も糸が日本の糸を使うと高いので、今は中国とかブラジルとかの糸を使っていると聞いています。

だから、伝統工芸も存続が危なくなってきている状況だと思いましたね。

靄委員 今は日本のものが一番高いんです。
糸でも、何でも。製造原価が一番高くなっていますからね。

部会長 それを受け継ぐ人たちが少なくなっている。

価格が高いから価格競争に負ける。

時代の流れということもあるかもしれません。

私はここに来るときに、今年は最低工賃の見直しをするならば、少しは上げられるかもしれないと思ったんです。

というのは安倍政権になって2割以上の円安になっています。しかもマクロのデータで見る限り、今年度は景気が良くなってきているという状況なので、今最低工賃の見直しをしたら若干あげられるのかなと思ってきたんですけど、今年は見直しが無いということでした。

来年はどうかというと、来年は4月から消費税増税が待っていますので、それによって景気は着実に下がります。

シミュレーションによると、GDPが8兆円位減少するそうなんですけど、そのうち5兆円強を経済対策でやろうとしていますので、そうすると3兆円

規模で景気が悪化するということです。

来年の家内労働部会はこの時期ですかね。ちょうど一年後のこの時期ですかね。とするとその時期に景気がどうなのか何とも分からない状況ですね。だからその時々を経済状況を見てそのタイミングというのもあるのかなと感じています。

いろいろと意見をいただきましてありがとうございました。

今日の家内労働の現状等を聞いておりますと、委託者数、家内労働者数は減少しております。

最低工賃につきましては、廃止すべきでないという結論が、この家内労働部会では、すでに決定されておりますので、この路線で今後もやってみようと思っております。

ただ今、皆様から貴重な御意見を出していただきましたので、これは家内労働の審議を含めて地方労働審議会に報告したいと思えます。

ほかに質問、意見等々ございますでしょうか。なければ本日の議事はこれですべて終了しましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。

事務局から何かございますか。

事務局 特にございませぬ。

部会長 それではここで、審議会を閉会させていただきます。
長時間にわたり熱心に御審議いただきましてありがとうございました。